

令和3年

第5回八頭町議会臨時会

提 案 理 由 書

令和3年7月30日

議案第77号

本谷トンネル補修工事（その3）請負変更契約の締結について

本谷トンネル補修工事（その3）につきましては、令和3年4月30日に契約を締結し、現在、本谷トンネル補修工事（その3） 中田組・八田建設特定建設工事共同企業体 代表者 鳥取県八頭郡八頭町久能寺490番地1 有限会社中田組 代表取締役 中田秋満（なかた あきみつ）氏が工事を施工しており、令和3年7月20日に変更仮契約を締結いたしました。

変更内容は、契約額を117万400円増額し、5,028万5,400円とするものです。

増額理由は、発砲ウレタンを注入するトンネル空洞部の精査により注入量が増加したこと、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、感染流行嚴重警戒地域、感染流行警戒地域からの新たな作業従事者に対して、PCR検査を実施した経費について、設計変更の対象としたことによるものです。

議案第78号

八頭町の町長及び副町長の給与の特例に関する条例の制定について

この度、平成30年度から令和2年度の3箇年度分の町県民税において、所得情報の入力を誤ったことにより、町県民税等の賦課額を誤り、町民の皆様にご迷惑をおかけしました。改めまして深くお詫び申し上げます。

本議案は、このような事態を招いた責任者として、給与減額措置を講じる条例を制定するものであります。

措置内容としましては、令和3年8月1日から同月31日の期間、町長の給料月額100分の10に相当する額を、副町長にあつては、給料月額100分の5に相当する額をそれぞれ減額するものです。

議案第79号

八頭町障害者等医療費助成条例の一部改正について

八頭町障害者等医療費助成は、町単独で八頭町特別医療費助成の対象とならない身体障害者手帳の1級から5級、療育手帳のA及びB、精神障害者保健福祉手帳の1級から3級をお持ちの方へ医療費の一部を助成しているところです。

今回、国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部改正に伴いまして、八頭町障害者等医療費助成の対象となる障がい者の所得額を規定している同条例別表2の基準額を改正しようとするものです。

議案第 80 号

令和 3 年度八頭町一般会計補正予算（第 4 号）

今回の補正は、歳入歳出それぞれ 1 億 5, 000 万円を追加しようとするものです。

歳入を申し上げます。

繰越金として、前年度繰越金、1 億 5, 000 万円を計上しております。

次に歳出です。

総務費は、個人及び法人の過年修正申告等による還付金、350 万円を追加しました。

また、本年 7 月に発生しました梅雨前線豪雨による災害復旧への対応として、農林水産業費は、農業用施設及び林道等の土砂撤去委託料、700 万円、土木費は、町道の土砂撤去委託料として、350 万円、災害復旧費は、農地農業用施設、林道施設、公共土木施設を合わせまして 1 億 3, 730 万円を計上しております。